

令和4年(2022年)1月26日

保育利用(2号・3号認定)の保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う家庭保育のお願い等について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨日、北海道全域に対して令和4年1月27日から「まん延防止等重点措置」を適用することが決定されました。

保育施設は、社会機能維持に必要な施設であることから、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き保育を行いますが、札幌市の認可外を除く保育施設においては、令和3年12月にはひと月で2施設のみだった休園施設が、1月4日～25日の累計で83施設と、急激に増加している状況です。

今後、保育施設において感染事例が増え続けた場合、勤務できない職員が増え、保育の継続に支障をきたす施設がさらに増加する可能性もあります。

感染力が強いオミクロン株に対するこれまで以上の感染対策と、保育体制確保の観点から、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

また、現在の感染状況を踏まえ、保育が必要な方におかれましても、必要な日及び必要な時間の範囲での利用を御検討くださいますよう、御協力をお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

令和4年1月27日(木)から札幌市へのまん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間(本通知発出時点で2月20日(日)まで)、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

今回の措置は、保護者の判断による可能な範囲での協力依頼であり、保育が必要な方におかれましては各施設で保育を行いますが、市中の感染拡大に伴い、保育従事者数が一時的に不足することなども想定されます。保育が必要な日及び必要な時間の範囲で利用していただくよう、御理解と御協力をお願いいたします。

2 保育料について

国の「市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合」に当たるため、上記1の期間に保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。なお、詳細については以下のホームページをご参照ください。

URL:<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/sinngatakorona/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等>新型コロナウイルス)

3 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準の見直しについて

保健所業務の重点化により、保育施設等に対しては、保健所による調査が一時休止されました。当面、各施設において保健所の基準に従いリストアップした「感染の可能性がある方」については原則10日間の外出自粛をお願いし、症状がない場合はPCR検査が行われないこととされています。

これに伴い、従来お示ししていた園児にお休みいただく基準について、以下のとおり見直しいたしました。下表に該当する期間には、保育施設をお休みいただくよう、お願いいたします。

園への連絡事由	お休みいただく期間
①登園している <u>お子様が感染した</u>	治癒または保健所での健康観察期間の間
②登園している <u>お子様が「感染の可能性がある方」又は保健所から濃厚接触者と判定された</u>	健康観察期間の間（陽性者との最終接触日の翌日から起算して10日間） 例：最終接触日 1/20→1/30 までが健康観察期間
③登園している <u>お子様の同居の御家族が「感染の可能性がある方」となった</u>	当該同居の御家族の健康観察期間（陽性者との最終接触日の翌日から起算して10日間） 例：最終接触日 1/20→1/30 までが健康観察期間 ただし、当該御家族が医療従事者等(※)で、職場復帰のため所定の期間を経てPCR検査を受けて陰性が確認された場合には、この限りではありません。
④登園している <u>お子様の同居の御家族が保健所から濃厚接触者と判定された</u>	検査結果（陰性）が確認されるまで 検査が受けられない場合は、③のとおりとしてください。 検査による陰性の確認後でも、健康観察期間中は濃厚接触者となった方による送迎はお控えいただき、家庭内でも感染対策を徹底してください。
⑤登園している <u>お子様に症状があり、保健所又は医師の判断によりPCR検査を受ける</u>	検査結果（陰性）が確認されるまで ただし、「感染の可能性がある方」で健康観察期間中に症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても②のとおりとしてください。
⑥登園している <u>お子様の同居の御家族に症状があり、保健所又は医師の判断によりPCR検査を受ける</u>	検査結果（陰性）が確認されるまで ただし、「感染の可能性がある方」で健康観察期間中に症状が出て検査を受けた場合には、陰性の確認後は、④のとおりとしてください。

(※) 詳細は、札幌市公式ホームページ<濃厚接触者の外出自粛・健康観察期間の短縮について>をご参照ください。(<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/noukousessyokusya.html>)

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話：011 (211) 2986
(保育料) 子ども未来局子育て支援部保育推進課保育料係 電話：011 (211) 2987